

## 屋外広告業登録（新規・更新）申請の必要書類一覧等

### 1 申請に必要な書類

必要な書類の名称		申請者の区分			様式
		個人		法人	
		未成年者			
登録申請書		○	○	○	様式第 13 号
誓約書		○	○	○	様式第 14 号
住民票（妙本） ※3ヶ月以内に発行したものの	申請者 本人	○	○	—	—
	法定代理人	—	○	—	
	法人の役員	—	—	○	
	業務主任者	○	○	○	
登記事項証明書 ※3ヶ月以内に発行したものの	申請者である法人	—	—	○	—
申請者の略歴書	申請者 本人	○	○	—	様式第 15 号
	法定代理人	—	○	—	
	法人の役員	—	—	○	
業務主任者の略歴書		○	○	○	様式第 15 号の 2
業務主任者の資格を証する書面 <b>注 1</b>		○	○	○	—
登録手数料 <b>注 2</b>		○	○	○	—

注 1) 「業務主任者の資格を証する書面」とは、屋外広告士登録証や講習会修了証等の写しに、原本証明をしたもの（原本と相違ない旨及び業務主任者の氏名を記入したもの）をいいます。

注 2) 登録手数料として兵庫県収入証紙 10,000 円分を、登録申請書の裏面（営業所を記入する面）の余白に貼付けてください。収入証紙は、県庁 1 号館 1 階の三井住友銀行（午前 9 時～3 時）ほか県内各所及び郵送で購入が可能です。詳細については、兵庫県ホームページにおいて「収入証紙」と検索してください。

### 2 登録申請の申請方法等

#### (1) 提出書類

上記 1 に掲げる書類一式（1 部）及び屋外広告業登録証の原本（更新の場合のみ）

#### (2) 申請方法

修正等が必要な場合がありますので、申請者又はその代理人（委任状が必要）にご来庁のうえ申請いただくことをお願いしています。

身体上の都合や遠方等の理由により郵送による申請を希望される場合は、修正等の手間が生じないよう事前審査をお願いしています。あらかじめご相談ください。

#### (3) その他

更新登録の場合、現に受けている登録の有効期間満了の日の 30 日前までに更新登録申請する必要があります。この期限内に申請できなかった場合には、上記 1 に加えて「更新申請遅延理由書」の提出をお願いしています。次頁を参考に作成してください。

※登録の有効期間満了の日を過ぎて申請された場合、新規登録として扱われます。

## 様式例

遅延理由書を作成された  
日を入れます。

令和〇〇年〇月〇日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

兵庫県知事の氏名を入れます。

個人—住民票の現住所、氏名を入れます。

法人—登記事項証明書に記載されている本社所  
在地、名称、代表者氏名を入れます。

申請者 住所 兵庫県神戸市中央区  
下山路通5丁目10番1号

氏名 兵庫景観株式会社  
代表取締役 兵庫 花子

## 更新申請遅延理由書

この度、兵庫県屋外広告業登録の更新申請において、令和〇〇年〇月  
〇日登録の第〇〇〇号の更新期限である登録満了日の1ヶ月前まで  
に更新申請をしなければならないところを

『〜〜更新申請遅延の理由〜〜』

により期間中に持参することができませんでした。

更新期間が3ヶ月前からということもあるので、次回更新時には、こ  
の度の更新申請が遅延してしまったことを反省し、今後は延滞なく  
申請を行うことを誓います。

※登録証の日付の1ヶ月前までに届け出て下さい。

1ヶ月前を過ぎてしまったら遅延理由書が必要となります。